

岩手県告示第165号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深（以下「洪水浸水想定区域等」という。）を定めた。

なお、洪水浸水想定区域等を示す図面は、岩手県県土整備部河川課、県南広域振興局土木部北上土木センター、県北広域振興局土木部及び県北広域振興局土木部二戸土木センターに備えておいて縦覧に供する。

令和7年3月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1） 水系名 北上川

（2） 河川名 鬼ヶ瀬川、左草川、下前川、田代川、本内川、遠巣谷川、松川、七内川、小荒沢川、長橋川

2（1） 水系名 新井田川

（2） 河川名 瀬月内川、坊里沢川、小玉川、雪谷川